四　第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。）

［五　略］

［2　略］

3　法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　第二号の合意に基づく地方法人税額（当該合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十六条の規定による更正に係る地方法人税額をいう。）

［五　略］

［削る］

［削る］

四　第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三条の四の四第一項第四号及び第五号において同じ。）

［五　同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一～三　同上］

四　第二号の合意に基づく地方法人税額（当該合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十六条の規定による更正に係る地方法人税額をいう。第三条の四の四第三項第四号及び第五号において同じ。）

［五　同上］

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四の三　政令第九条の九の五第三項の規定による申請書の様式は、第十号の五様式とする。

2　政令第九条の九の五第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　連結親法人（法第五十三条第二十三項に規定する連結親法人をいう。次条において同じ。）が第五十五条の四第一項の申立てをしたことを証する書類

二　法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八条の八十八第二十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三　政令第九条の九の五第三項第四号に規定する場合に該当するときには、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

（法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の四　法第五十五条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　租税条約に規定する申立てをした連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の申立てに係る対象連結法人（法第五十五条の四第一項に規定する対象連結法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の申立てが行われた日

四　第一号の申立てに係る個別帰属法人税額（法第五十五条の五第一項に規定する個別帰属法人税額をいう。）及び次号に規定する地方法人税額の連結事業年度

五　第一号の申立てに係る地方法人税額

六　その他参考となるべき事項